

## エルコラーノ国際声楽コンクール第2回アジア予選規定

「エルコラーノ国際声楽コンクール第2回アジア予選」は、2010年10月5日から9日までイタリア・エルコラーノ市で開催される「第16回エルコラーノ国際声楽コンクール」の、準決勝ラウンドへの参加者を選抜するためのアジアにおける予選である。本アジア予選は、「エルコラーノ国際声楽コンクール」の現地事務局との連携の下、特定非営利活動法人日本芸術振興協会に設置された「エルコラーノ国際声楽コンクールアジア予選」事務局が、以下の「エルコラーノ国際声楽コンクール第2回アジア予選規定」に基づいて運営実施する。

- 第1項** 「エルコラーノ国際声楽コンクール第2回アジア予選」は、性別を問わず、アジア諸国の国籍を有するオペラ歌手を対象とする。ただし女性は1976年10月5日以降生まれ、男性は1974年10月5日以降生まれでなければならない。
- 第2項** 応募者は参加申込書とともに下記のを同封して、申込締切日までにアジア予選事務局へ送付すること。
- a) パスポートのコピー
  - b) 写真2枚(最近写した物であること)
  - c) 参加料の銀行振込控えのコピー
  - d) コンクールにおいて演奏する曲目の一覧
- ◇“Ritorna Vincitor2010”部門  
計5曲 自由曲4曲、課題曲1曲  
(課題曲は「エルコラーノ国際声楽コンクール第2回アジア予選課題曲」を参照のこと)
- ◇“アレッシェンドロ・スカララッティ”バロック部門(任意参加)  
計3曲 自由曲3曲  
(1600年代から1700年代のアジリタを含むバロックの作品であること)
- ◇“サルヴァトーレ・ディ・ジャコモ”部門(任意参加)  
計2曲 自由曲2曲  
(ただしナポリ古典民謡から選曲すること。うち1曲はサルヴァトーレ・ディ・ジャコモの作品であることが望ましい)
- ※歌唱は暗譜で原語・原調で、少なくとも2ヶ国語以上を選択すること。

エルコラーノ国際声楽コンクール アジア予選事務局(日本芸術振興協会事務局内)  
〒152-0034 東京都目黒区緑が丘2-11-9  
TEL & FAX 03-3725-5435

- 第3項** 出場者は、各自の負担において自分で伴奏者を伴うことができる。また、希望者は事務局で用意するピアニストで審査を受けることも出来る(有料5,000円)。その場合、打ち合わせは演奏直前に口頭でのみ行われるものとする。
- 第4項** 出場者は、指定された集合時間までに、アジア予選会場に身分証明書を用意して集合すること。遅刻者の出場は原則認められない。
- 第5項** アジア予選は一般に公開して開催される。
- 第6項** 出場者は、課題曲および自由曲をそれぞれ1曲ずつ暗譜で演奏すること。
- 第7項** 審査委員会はイタリア国内外の著名な音楽家や著名人により構成される。コンクール出場者が、いずれかの審査委員に2年以内に師事していたか、あるいは血縁関係にある場合、この審査委員は当該出場者に対し、いかなる口頭及び書面の評価も行わない。
- 第8項** 予選終了後、審査委員会は書面による投票によって本選の準決勝ラウンドに進める出場者を選抜する。
- 第9項** 審査委員会は、必要に応じて出場者の演奏を中断し、またはもう一度繰り返し出場者に曲の全部、あるいは一部を演奏させる権限を有する。
- 第10項** 出場者は審査の結果に対して一切異議を申し立てることは出来ない。

- 第 11 項 出場者は審査並びに関連する全ての行事において、日本芸術振興協会に肖像、録音・録画の使用、およびそれらを伴った日本芸術振興協会のプロモーション活動が無償で許可するものとする。
- 第 12 項 コンクール期間中、出場者はコンクール関連行事に参加しなくてはならない。
- 第 13 項 日本芸術振興協会はコンクールの期間中、出場者のいかなる損害に対しても一切責任を負わない。
- 第 14 項 やむを得ない理由によりコンクールを中止する場合を除いては、一旦納入された参加料は返還いたしません。また、中止になった場合でも、旅費などの補償はいたしません。
- 第 15 項 アジア予選への参加申込者および出場者は、本規定のすべての条項に同意したものとみなす。

日本芸術振興協会

